

## 「生活できる賃金」を勝ち取ろう！

**賃金の本質は生活費！**

私たちの「労働力」の対価は「賃金」ですが、「労働力」を作るためには、労働者が繰り返し健康な生活を維持し続けること以外にありません。

賃金は、①生活費を基本に、②労働市場の動向、③直接的には労使の力関係によって決まります。どうしても財界や資本の力が強いため、「生活費」が無視されてしまっています。

**春闘で賃上げを要求する！**

会社はいつも儲けを大きくしようと、「会社の支払い能力が…」などとして賃金を抑えようとしてきます。もし、「**コロナ**だから…」などと考えてしまえば会社の思うつぼです。労働者は賃金の本質を踏まえて、生活費の確保を要求の基礎に春闘で闘うのです。

**堂々と賃上げを求めよう！**

「生活できる賃金」とは、社員だけでなく家族も含む生活費です。労働力の再生産に欠かせない経費です。

社員と家族は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有しています。堂々と、生活改善に向けて、労働者の団結で賃上げを求めよう！

## 今こそ、堂々と賃上げを求めよう！ 貨物会社は、社員と家族の切実な声に耳を傾けろ！

国労の「2020年度賃金と生活実態アンケート調査」では「毎月の赤字額」が平均赤字額は34,890円となり、「赤字の補填比率」は預貯金と期末手当で92.4%、貨物社員の要求額は33,173円である。「現在の生活程度」の項目では「やや不満足」に「不満足」を加えた回答が47%となっており、貨物社員の苦しい生活実態を表す結果と言える。

今、21春闘では、「アフターコロナ」の日本経済再生のためにも、大企業が積極的に内部留保を労働者の賃上げに還元し、個人消費を改善することが経済の好循環を招き、デフレからの脱却を行うことが最重要課題となっていることから、これまで我慢を強いられ続けてきている社員、それにくわえて家族の労苦に大幅賃上げで応え、名実ともに健康で安心して働き続けられる環境を整えることが貨物会社に求められている使命とも言えるものである。

「労働協約」第1条「協約の目的」をはじめ「企業の発展」と「組合員の生活の維持向上」に関する議論では「どちらも重要な課題である」と、会社も労働組合も認識は一致しており、その意味では、「企業の発展」を裏付ける原動力である社員の生活向上を、21春闘で実現させることが強く求められている。

